

OECD 製品安全誓約の声明

【仮訳】 引用等に際しては直接原文に当たられるようお願いいたします。

原著（英文）は以下のタイトルにてOECDが公表。
Communiqué on Product Safety Pledges © OECD 2021
<https://www.oecd.org/digital/consumer/communique-product-safety-pledges.pdf>

本翻訳は消費者庁により日本語による情報提供を目的として作成された。
OECDは翻訳の精度について保証しない。
当訳の質及び原著との整合性については、消費者庁のみの責任に帰する。
原著と翻訳との間に何らかの不整合がある場合、原著が優先される。

著作権所有
© 2021 消費者庁（日本語版）

序文

近年、オーストラリア競争・消費者委員会¹、欧州委員会²、韓国公正取引委員会、韓国消費者院³を始めとする複数の消費者製品安全当局が、多くのオンライン市場との間で製品安全誓約を締結し、このような市場における安全ではない製品のリスクに対する消費者保護を強化している。

OECD 消費者政策委員会の下部作業部会である OECD 製品安全作業部会（Working Party on Consumer Product Safety: WPCPS）は、国内及び地域レベルでこのような誓約の締結が進むことを奨励し、誓約に盛り込まれる主なコミットメントを特定するため、本声明を作成した。

本声明は、2021 年 6 月 16 日開催の OECD の国際消費者政策会合「*The Consumer Marketplace of the Future*（将来の消費者市場）」での公表に向け、2021 年 4 月 30 日に WPCPS によって承認された。

本文書並びに本文書に含まれるデータ及び地図は、あらゆる領域の現状及び主権、国際的な境界地域における境界及びその範囲、並びにあらゆる領域、都市及び地域の名前に影響を及ぼすものではない。

製品安全の誓約を伴うオンライン市場における 消費者製品の安全性強化に関する OECD 製品安全作業部会の声明

オンライン市場は、販売者や製品の多様な選択肢、多くの場合競争力のある価格など、様々な利点を消費者に提供している。しかしながら、オンライン市場⁴を通じてサードパーティーの販売者が提供する安全ではない製品は、世界中の消費者を深刻なリスクにさらし続けている。

この問題に対処するため、近年、一部の消費者製品安全当局が複数のオンライン市場との間で製品安全誓約⁵を結んでいる。

このような取組は、2020年7月に採択された OECD 消費者製品安全に関する理事會勧告「[OECD/LEGAL/0459](#)」の実施に際して、各管轄機関を支援するものである。当勧告は、消費者製品の安全性に関連する効果的な政策枠組みの推進・実施に対し、事業者（オンライン市場を含む）と透明性のある包括的な方法で協力することを遵守国に求めている。

世界中でさらなる一貫した誓約の作成を促すため、2021年6月16日、OECD の国際会合「*The Consumer Marketplace of the Future*（将来の消費者市場）」⁶において OECD 製品安全作業部会は、オンライン市場と消費者製品安全当局に対し、次の市場との主要なコミットメントを国内の誓約に盛り込むよう検討を求めた。

オンライン市場で販売禁止、規準不適合、又はリコール対象である製品を特定する手続と仕組みを設置することにより、**安全ではない製品の販売を検出し防止する**。

この手続と仕組みには以下が含まれる。

- i. 政府の製品安全ウェブサイトやその他関連サイトを定期的に参照する。
- ii. このような製品のオンライン市場からの削除後、再出品を防ぐためのシステムを確立する。
- iii. このような手続と仕組みを経時的に再評価及び改善する（新技術の使用による強化の可能性を検討するなど）。

消費者製品安全当局と協力し、安全ではない製品のサプライチェーン（影響を受ける消費者グループを含む）を特定し、該当する出品を削除する。

このような協力には以下が含まれる。

- i. 政府の依頼と周知に対応する明確な連絡窓口を設置する。
- ii. 関連する消費者製品安全当局と合意した短期的な期間内に、安全ではない製品として特定された出品を削除する。⁷

- iii. 関連情報が公表されていない場合、合理的な時間内に情報請求に対応する。

サードパーティーの販売者による製品安全関連法の遵守を促す措置を執ることにより、サードパーティーの販売者における消費者製品安全に関する意識を向上させる。

これらの措置には、政府の製品安全情報ウェブサイト、OECD のグローバル・リコール (GlobalRecalls) ポータル⁸、その他関連する消費者製品リコールデータベースへのリンクなど、製品安全情報を定期的に共有することが含まれる。

オンライン市場への安全ではない製品の出品を報告する方法を消費者に提供し、消費者製品安全当局やサードパーティーの販売者と協力して、安全ではない製品に関連するリコールや是正措置について消費者に情報提供することにより、製品安全の問題に関する消費者の権限を強化する。

注記

¹ オーストラリア競争・消費者委員会の製品安全誓約は 2020 年 11 月に最初に締結された。誓約に署名したオンライン市場には、AliExpress、Amazon Australia、Catch.com.au、eBay Australia が含まれる。詳しくは

<https://www.productsafety.gov.au/product-safety-laws/compliance/australian-product-safety-pledge> を参照。

² 欧州委員会の製品安全誓約は 2018 年 6 月に最初に締結された。誓約に署名したオンライン市場には、AliExpress、Allegro、Amazon、bol.com、Cdiscount、eBay、eMag、Etsy、Joom、Wish、Rakuten France が含まれる。詳しくは https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/product-safety-and-requirements/product-safety/product-safety-pledge_en を参照。

³ 韓国公正取引委員会と韓国消費者院の製品安全誓約は 2021 年 4 月に最初に締結された。誓約に署名したオンライン市場には、Naver、11st Street、eBay Korea、Interpark、Coupang が含まれる。詳しくは <https://www.kca.go.kr/home/sub.do?menukey=6081&mode=view&no=1003121241> (韓国語) を参照。

⁴ WPCPS が取り組む作業の文脈において、「オンライン市場」とは一般的に、サードパーティーの販売者と消費者間 (B2C) 及び／又は消費者間 (C2C) 電子商取引を促す種類のオンラインプラットフォームを指す。オンラインプラットフォームが製品を消費者に直接販売する場合、これは市場とみなされず、このような特定の取引に関してオンライン小売業者とみなされ、一般的にこのような製品の安全性に関する特定の法的義務を負うことになる。

⁵ WPCPS が取り組む作業の文脈において、製品安全誓約とは一般的に、サードパーティーの販売者の商品を提供する全てのオンライン市場に関わる消費者製品の安全性向上に向けた包括的な自主的取組を指す。このような誓約は、オンライン市場の法的義務を上回るものである。

⁶ 2021 年 6 月 15～17 日開催の OECD 会合に関する情報の URL :

<https://www.oecd.org/digital/consumer/conference-consumer-marketplace-of-the-future/>

⁷ オーストラリア競争・消費者委員会及び欧州委員会のいずれの誓約においても、(要請の受領から) 2 営業日の削除期間が指定されている。

⁸ OECD グローバル・リコール (GlobalRecalls) ポータル URL : <https://globalrecalls.oecd.org/#/>